

目次

告示

- [illegible]

令和 7 年(2025 年)9 月 26 日

- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定の取消し(川越建築安全センター)

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
令和 7 年度職員用パーソナルコンピュータの賃貸借 3,510 台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
- 5 落札金額
869,800,800 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 7 年 7 月 11 日

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の者を認定液化石油ガス販売事業者として認定したので、同法第八十八条第二項の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

住 所	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	認 定 年 月 日
埼玉県羽生市南一丁目 五番二十三号	桜井ライフライン株式会社 桜井英男	令和七年九月二十二日

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

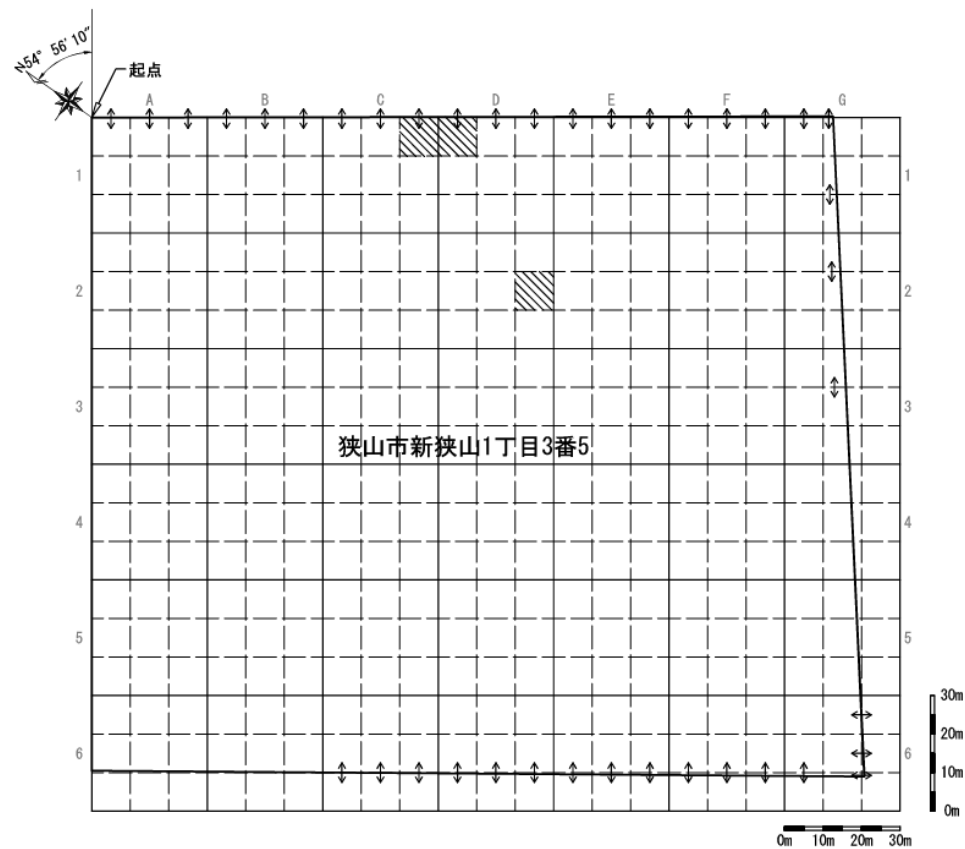
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第千三百二十号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和七年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県狭山市新狭山一丁目三番五の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



【格子の回転角度(54度56分10秒)】

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ↔ 統合区画 (130㎡以下)

形質変更時要届出区域を解除する区画

【例】



【起点】

起点は、狭山市新狭山1丁目3番5の最北端とする。

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年九月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ・トリプル四重極型質量分析計（LC-MS/MS）の賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所食品化学担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 16 日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号

5 落札金額

89,649,252円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和 7 年 5 月 23 日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年六月三日第三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十三番四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十九番三地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十一番八地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十四番二地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百二十九番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十三番二地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十五番三地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十五番二地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十五番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番十地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十七番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十六番地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
五十四・九六						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

取消番号	第一〇二号				
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号				
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日				
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七 十四番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十二 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十 八番八地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番八地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十七 番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十七番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十五番 地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十六番一地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百三番 五地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十・五〇	十九・〇	七十七・七八	四十三・三〇	百四・二〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年七月九日第二十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番八地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番七地先まで		指定の取消しに係る道路の位置
二十一・四〇		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年八月二十五日第二十八号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号		建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和七年六月二十日	取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	指定の取消しの年月日		
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十三番五地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十二番五地先まで	二十九・六〇	四・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百三十一番二地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番地先まで	二十三・四〇	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番十二地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番一地先まで	三十九・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番十地先まで	十八・〇	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番十地先まで	十八・〇	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十三番十地先まで	十八・〇	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十二番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十八番一地先まで	四十八・〇五	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十二番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十八番一地先まで	四十八・〇五	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十二番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十八番一地先まで	四十八・〇五	六・〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十四番四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十四番二十七地先まで	四十四・八〇	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十四番四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十四番二十七地先まで	四十四・八〇	六・〇	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百四十四番四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十四番二十七地先まで	四十四・八〇	六・〇

第一〇二号					取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号					指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日					指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十番十地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十三番十三地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七十五番三地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番六地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十八番五地先まで					指定の取消しに係る道路の位置
百・五〇					指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六十・二					指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十一年十二月十五日第四十四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十七番十一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十七番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松二十六番地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
五十五・〇 四十二・〇 八・六〇 二十・八〇 八・五〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十四番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十一番地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十二番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十五番地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
二十五・〇 三十九・五九 五十・三〇 六十一・五〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇 六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十二年六月十九日第十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八 十五番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千五百三十一番 二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百 八十八番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山四百番五地先か ら埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十八番 地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十九番地先 から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十九番 地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
五十六・一六 五十二・三六 六十六・九〇 十九・〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三・〇〇四・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十五番地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十七番地先まで		指定の取消しに係る道路の位置
八十二・五〇		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十日第六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
指定の取消しに係る道路の位置						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十六番二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地先まで						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十五番五地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十六番二地先まで						六十八・二〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十番一地先まで						四十七・八〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百二番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十三番一地先まで						三十・二〇
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千四百九十九番地先まで						二十八・八〇
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百番五地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百一番四地先まで						三十・四〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						三・五〇四・五
						六・〇
						六・〇
						六・〇
						六・〇

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十二番十四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十番一地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
四十五・三八				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年三月二十五日第三十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百五十九番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十番一地先まで		指定の取消しに係る道路の位置
九・二〇		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年九月二十四日第十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号	取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日	指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十七番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十一番三地先まで	指定の取消しに係る道路の位置
三十二・九〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十五年三月五日第二十五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番地四 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一番地五地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
五十・八八				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十五年五月八日第三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和七年六月二十日	取消番号
	指定の取消しに係る道路の種類	指定の取消しの年月日	指定の取消しに係る道路の位置 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十九番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十八番一先まで	十・〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の延長 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十一番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十二番一先まで	八十一・五〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十一番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番一先まで	十四・四五	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十九番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十八番一先まで	三十六・〇七	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十四番四先まで	二十三・〇一	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 （単位メートル）
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百九十三番三先まで	二十六・八〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 （単位メートル）

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十六年五月二十日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十三番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百十九番五地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十三番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十番二地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十八番地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十九番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番十七地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六八十四番地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
十四・〇 六十二・〇 七十・〇 十七・三二 五十・六二 二十三・〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
二・九 三・一〇三・九 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番三地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十五番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番二十二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保七番二十一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十一番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十七番地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番二地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保十八番地二先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番五地先まで						指定の取消しに係る道路の位置
四十二・二〇 十一・二〇 二十六・八五 十五・六〇 十四・八〇 十五・三〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百六十番十八地先まで		指定の取消しに係る道路の位置
〇・二三		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年六月十日第四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号					
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号					
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日					
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百七十四番十地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番十三地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十七番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十七番七地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十番六地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十九番一地先まで	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十五番五地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十七番七地先まで	
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	三十・二〇	三十三・〇	十一・〇	三十四・〇	二十九・四七	
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十八年五月十八日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十一番一先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十八番三先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十七番四先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十番先まで				指定の取消しに係る道路の位置
五十四・七八 十・五〇 十六・四〇 二十四・〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 六・〇 六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年二月一日第十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九番先か ら埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百二十一番 四先まで	指定の取消しに係る道路の位置
十八・四〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十九年十二月四日第十六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五 十四番七地先まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十五番九地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四 番五地先まで				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十六 番一地先まで				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十四番一 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十六 番一地先まで				
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百九十五番九地 先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十四 番五地先まで				
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十四番三 地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五 十四番七地先まで				

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十一年三月九日第十一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号			取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号			指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日			指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十一番六地先まで			指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百五十二番四地先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百三十一番二地先まで			指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番一地先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十九番六地先まで			指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十二年六月八日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―七十一号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―六十号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―百六号線	坂戸都市計画事業一本松土地区画整理事業区画街路六―二十五号線	指定の取消しに係る道路の位置
五十一・四〇	三十七・五〇	二十・五〇	二十九・五〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三・〇〓六・〇	一・五〓二・〇	六・〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十三年四月二十六日第二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消番号	第一〇二号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の取消しの年月日	令和七年六月二十日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山百三十二番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山百三十一番七地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山千五百三十番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十四番一地先まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保二十二番四地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番八地先まで
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	四十七・〇 百二十七・五〇 二十一・〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 十六・〇〇十七・二 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十三年七月十一日第十号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百三番一から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百四番二まで				指定の取消しに係る道路の位置
七十二・〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
三・一〇十二・七				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年四月十六日第四号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三番十一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十二番六ま で						指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十二番四か ら埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十 番八まで						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十一番か ら埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十二番ま で						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百二十七番か ら埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀二百十一番一 ままで						
百十五・〇						〇・六〽三・五
五十一・〇						六・〇〽六・二
八十三・七〇						六・〇
三十六・〇						二・九〽三・一
二十九・〇						五・〇
二十五・〇						四・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十四年十月十六日第四百号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六八十六番一から 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百八十五番五 まで	指定の取消しに係る道路の位置
百二十七・八〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
四・五〇六・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年五月三十一日第百三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号						取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号						指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日						指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字水堀百八十三番九まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千五百六番十七まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番四まで 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番三から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保三十七番一まで						指定の取消しに係る道路の位置
十四・二〇 三十二・九〇 九・〇 十五・〇 十九・〇 八・二〇						指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇 六・〇 四・二 六・〇 四・〇〽五・〇 六・〇						指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇二号	取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号	指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日	指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九番から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十九番まで	指定の取消しに係る道路の位置
二十・〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十五年十月四日第百六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十三番一か ら埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百十九番一ま で	指定の取消しに係る道路の位置
六十一・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
四・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十六年十一月七日第百五号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二十番二まで		指定の取消しに係る道路の位置
二十一・三二		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇六・五		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十八年十二月六日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二 号	建築基準法 第四十二条 第一項第四号	令和七年六月二十日	指定の取消し に係る道路の 種類	指定の取消し に係る道路の位置	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六百二十八番六まで	三十九・〇	六・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番四から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一まで	七・八〇	六・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千四百九十一番一まで	四・〇	四・〇	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千七百七十四番二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千八百一十一番九まで	四十七・〇	四・〇〇六・五	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十二番二から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字小六千八百三十三番一まで	三十四・六六	五十五・五〇五十六・二	
			埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十七番七から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十六番一まで	三十三・〇	九・〇	

第一〇二 号	取消 番号
建築基準法 第四十二條 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東山三百九十九番二 から埼玉県鶴ヶ島市大字中新田字東久保千五百二 十七番三まで	指定の取消しに係る道路の位置
十一・〇	指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇	指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十九年十一月十四日第百三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二條第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松八十番の一部	埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百十一番二の一部、百十二番一の一部、百十二番四の一部、百十二番五の一部、百十二番六の一部、百二十番八の一部、百二十番九の一部、百二十番十の一部	指定の取消しに係る道路の位置
三六・〇	五五・六〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和元年十一月五日第百二号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十九番一から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百八十七番一まで				指定の取消しに係る道路の位置
十六・〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和二年五月十五日第百六号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号				取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号				指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日				指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十一番一 まで 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七番十九から 埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松百三十一番一 まで				指定の取消しに係る道路の位置
六十八・〇				指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
五十三・〇				
十三・〇				
三・三				
六・〇				

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、令和二年五月十五日第百七号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松九十八番一から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字一本松七十九番まで		指定の取消しに係る道路の位置
十七・六〇		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
一・六〇六・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)